

議案第 97 号

平成30年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成30年度流山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,930千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,251,884千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成30年11月29日提出

流山市長 井崎 義治

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰 入 金		327,504	9,930	337,434
	1 一 般 会 計 繰 入 金	327,504	9,930	337,434
補正されなかった款項に係る額		1,914,450	0	1,914,450
歳 入 合 計		2,241,954	9,930	2,251,884

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		69,379	9,930	79,309
	1 総務管理費	55,844	9,930	65,774
補正されなかった款項に係る額		2,172,575	0	2,172,575
歳 出 合 計		2,241,954	9,930	2,251,884

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市税等納付コールセンター事業	自 平成30年度 至 平成33年度	1,209千円以内と消費税及び地方消費税の合計額

平成30年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算(第2号)事項別明細書

1 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	節		説明
		区分	金額	
3 職員給与費等繰入金	9,930 (48,866) (58,796)	1 職員給与費等繰入金	9,930	・職員給与費等繰入金追加 〔保険年金課〕 9,930
項計	9,930 (327,504) (337,434)			
款計	9,930 (327,504) (337,434)			
歳入合計	9,930 (2,241,954) (2,251,884)			

2 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明		
		特定財源 国県支出金	地方債	その他	一般財源	区分		金額	
1 一般管理費	9,930			9,930		2 給料	3,000		
	(55,844)			繰入金		3 職員手当等	5,970		
	(65,774)			9,930		4 共済費	960		
				9,930					
				9,930				1 職員人件費	9,930
				9,930				(1) 一般職人件費 [人材育成課]	9,930
								給料追加	(3,000)
								職員手当等追加	(5,970)
								共済費追加	(960)
項 計	9,930 (55,844) (65,774)			9,930					
款 計	9,930 (69,379) (79,309)			9,930					
歳出合計	9,930 (2,241,954) (2,251,884)			9,930					

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬(千円)	給料(千円)	職員手当等(千円)	計(千円)			
補 正 後	7		25,125	20,307	45,432	13,364	58,796	
補 正 前	6		22,125	14,337	36,462	12,404	48,866	
比 較	1		3,000	5,970	8,970	960	9,930	

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末・勤勉 手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)
	補正後	50	1,816	924	850	68	6,233				10,246	120	
	補正前		1,616	324	850	68	2,233				9,246		
	比 較	50	200	600	0	0	4,000				1,000	120	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説 明	備 考	
給 料	3,000	給与改定に伴う増減分	65	給料表の改定に伴うもの	給料表の改定率 平均0.2%
		その他の増減分	2,935	職員数の増加及び職員の配置替え等に伴うもの	
職員手当等	5,970	給与改定に伴う増減分	152	勤勉手当の支給月数の改定等に伴うもの	勤勉手当の支給月数を0.05月分引上げ
		その他の増減分	5,818	時間外勤務手当の増額及び職員数の増加等に伴うもの	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職
補 正 後	平均給料月額 (円)	3 0 7 , 4 0 0
	平均給与月額 (円)	3 4 3 , 9 5 4
	平均年齢 (歳)	4 0 . 0 8
補 正 前	平均給料月額 (円)	3 0 1 , 4 4 0
	平均給与月額 (円)	3 2 5 , 9 8 4
	平均年齢 (歳)	4 0 . 1 1

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	国 の 制 度		
		一 般 行 政 職 (円)		
補 正 後	高 校 卒	1 5 3 , 0 0 0	一般職	1 4 8 , 6 0 0
	大 学 卒	1 8 7 , 2 0 0	総合職	1 8 5 , 2 0 0
一般職			1 8 0 , 7 0 0	
補 正 前	高 校 卒	1 5 0 , 5 0 0	一般職	1 4 7 , 1 0 0
	大 学 卒	1 8 4 , 8 0 0	総合職	1 8 3 , 7 0 0
一般職			1 7 9 , 2 0 0	

ウ 級別職員数

区 分	級	一 般 行 政 職	
		職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
補 正 後	1 級	1	16.7
	2 級	1	16.7
	3 級		
	4 級	2	33.3
	5 級	2	33.3
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	計	6	100.0
補 正 前	1 級		
	2 級	2	40.0
	3 級		
	4 級	2	40.0
	5 級	1	20.0
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	計	5	100.0

備考 補正後:ほか、税務職1人
補正前:ほか、税務職1人

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一般行政職	事務員	主 事		主 査	係 長			

工 昇給

区 分		全 職 種		
補 正 後	職 員 数	(A)	(人)	7
	昇給に係る職員数	(B)	(人)	6
	号 給 数 別 内 訳	4号給	(人)	4
		8号給	(人)	2
	比 率	(B) / (A)	(%)	8 5 . 7
補 正 前	職 員 数	(A)	(人)	6
	昇給に係る職員数	(B)	(人)	6
	号 給 数 別 内 訳	4号給	(人)	5
		8号給	(人)	1
	比 率	(B) / (A)	(%)	1 0 0 . 0

才 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	2.125	2.325	4.45	有	
補 正 前	2.125	2.275	4.40	有	
国 の 制 度	2.125	2.325	4.45	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続者 (月分)	25年勤続者 (月分)	35年勤続者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	平成30年4月1日 から適用
国の制度(支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	平成30年1月1日 から適用

キ 地域手当

支給対象地域	-
支給率 (%)	7.3
支給対象職員 (人)	7
国の指く定基準に 基のづく支給に率 (%)	6.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職
給料総額に対する比率 (%)	0.25
支給対象職員 (平成30年10月1日現在)の比率 (%)	14.3
代表的な特殊勤務手当の名称	徴収手当

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同 じ	
住居手当	異 な る	<p>国 借家の場合 家賃12,000円以下 支給なし 家賃12,000円を超える場合 27,000円を限度に支給</p> <p>本市 借家の場合 家賃11,500円以下 支給なし 家賃11,500円を超える場合 27,000円を限度に支給</p>
通勤手当	異 な る	<p>国 交通機関等を利用する場合 月額55,000円を限度として、6か月を超えない期間で低廉な定期券等の価額を半年ごとに支給 自動車等を利用する場合 使用距離に応じて2,000円～31,600円を支給</p> <p>本市 交通機関等を利用する場合 6か月を超えない期間で低廉な定期券等の価額を半年ごとに支給 自動車等を利用する場合 使用距離に応じて5,100円～32,830円を支給</p>

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		支 出 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			千円		千円	千円	千円	千円	千円
市税等納付コールセンター事業	1,209千円以内と消費税及び地方消費税の合計額			自平成30年度至平成33年度	1,324			1,324	